

ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人について
8,300円(旧8,000円)

③ 住居手当

借家、借間に居住している職員に支給される当該手当が、次のように改められた。

ア 家賃相当額と控除額 7,000円(旧 6,500円)との差額が8,500円に達するまでは、その差額が支給される。

イ その差額が8,500円を超えるときは、その超える額の2分の1の額を5,800円(旧5,500円)を限度として8,500円に加算した額が支給される。(最高支給限度額14,300円)

ウ 改定後の手当額が、現に受けている手当額を下回る場合には、昭和59年3月31日まで、現に受けている額が支給される経過措置が講じられた。

④ 通勤手当

ア 交通機関利用者

運賃相当額の全額支給限度額が19,600円(旧19,000円)に、運賃相当額が19,600円を超える場合の2分の1加算限度額が7,800円(旧7,500円)に改められた。(最高支給限度額27,400円)

イ 交通用具使用者

交通用具使用者に支給される当該手当の最高支給限度額が27,400円(旧26,500円)に改められた。

⑤ 宿日直手当

勤務1回につき2,900円(旧2,800円)に改められた。

⑥ 期末・勤勉手当

支給日が、基準日から1か月以内(旧15日以内)で人事委員会規則で定める日に改められた。

⑦ 寒冷地手当

支給日が第2土曜日に当たるときは、その前日に支給することに改められた。

(4) 適用期日等

上記改定事項は、昭和58年4月1日に遡及適用(ただし、

④イ、⑤、⑥及び⑦については、昭和59年4月1日適用)

され、差額は昭和58年12月23日に支給された。